日

相続人代表者指定(変更)届兼 固定資産現所有者届

被相続人の市税等(国民健康保険税を含む。)にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び、 還付に関する書類を受領する代表者を、次の法令に基づき届出します。

【□ 地方税法第9条の2第1項の規定による指定届 □ 地方税法施行令第2条第6項の規定による変更届】 また、被相続人が所有していた固定資産の所有権移転(相続)登記が完了するまでの間は、地方税法第343条第2項の規定による固定資産を現に所有する者(現所有者)の代表者として、下記のとおり届出します。

	亡くなった方の住所	亡くなった方の氏名	死亡年月日	
被相続人			昭平令 年 月 日	
相続人 代表者 及び 現所有者 代表	住 所	氏 名	被相続人 との続柄 相続分 相続放棄 の有無	
		ふりがな		
	(法人番号)			
	電話	生年月日 大 昭 平 令 年 月 日		
相続人 及び 現所有者		ふりがな		
	電話	生年月日 大 昭 平 令 年 月 日		
		ふりがな		
	電話	生年月日 大 昭 平 令 年 月 日		
		ふりがな		
	電話	生年月日 大 昭 平 令 年 月 日		

※(法人番号)は包括受遺を受けた法人の場合のみ記載してください。

	※ 相続人代表(現所有者代表)と同じ場合は以下記入不要			
	住 所	氏 名	被相続人 との続柄	
届出人		ふりがな		
/ш ш / С				
	電話	生年月日 大 昭 平 令 年 月 日		

^{*} 地方税法第十条・第十条の二 (連帯納税義務)

共有物件に対しては、所有者が連帯して納税を行う義務を負いますので上記の文書を提出して頂いても代表者以外の所有者に対する納税義務が無くなるものではありません。

【注意事項】

- すでに裁判所に相続放棄を申述された方は、上記「相続放棄の有無」欄に「有」を記入のうえ、相続放棄したことを証明できる書類(『相続放棄申述受理証明書』の写し)を添付して提出してください。
- 相続人代表者指定(変更)届を提出していただくことにより、被相続人の市税等の納税通知書等を相続人代表者に送付することができます。
- 市税等の納付について、被相続人名義で口座振替をご利用されていた場合は、金融機関で被相続人の口座振替の廃止(解約) 手続きをお願いします。

(重要) この届出は、法務局の不動産登記簿の所有権移転を行うものではありません。